

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

伊達市

目 次

基本構想策定の趣旨	2
見直しの概要	2
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	18
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	18
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	21
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	23
第6 その他	37
別紙1 (第5の4 (1) カ関係)	
別紙2 (第5の4 (2) 関係)	

基本構想策定の趣旨

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることとしており、市町村は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（以下「基本構想」という。）を定めるものと規定されている。

基本構想は、市町村が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の農政を推進する目標として策定するものであり、おおむね5年ごとに変更し、その後の10年間を見通して定めるものとなっている。本市では、平成18年8月に最初の基本構想を策定し、同法施行令に基づく見直しを行ってきた。

見直しの概要

今回の見直しは、法が改正（令和5年4月1日施行）されたことに伴うものであり、農業を担う者の確保及び育成等に関する事項及び地域計画が法定化されたことに関する事項を追加したものである。なお、法改正による見直しであるため、基本構想の期間の変更は行っていない。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伊達市の位置、気候及び農業の現状

伊達市は、福島県中通りの最北部に位置し、東は相馬市及び相馬郡飯舘村、南は伊達郡川俣町、西は福島市、伊達郡桑折町及び国見町、北は宮城県白石市及び丸森町に接し東西23km、南北25km、総面積265.1km²を有している。気候は、福島盆地に位置するため年較差が大きく、内陸的特徴を示している。また、交通面では、国道4号線、115号線、349号線、399号線が各地域を結びネットワークを形成している。

このような自然条件や交通条件等を背景に、本市の農業は、果樹・水稻・野菜の複合経営を展開してきたが、近年、経営の展開を図るため、一部の農家で施設園芸の導入等も見られる。

今後も、果樹・水稻・野菜を基幹作目として、畜産・花き等地域の農業生産に即した複合経営を主体とし、生産性の高い高品質化による高付加価値化を図り、産地ブランド化を強化する。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農用地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展をめざす。

また、このような農業生産展開の基盤となる農用地の確保を図ることを基本として、伊達市農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに引き続いた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生により、農用地が放射性物質により汚染され、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたことから、本市の農業構造は極めて深刻な状態となった。

その後、原発事故により放射性物質で汚染された農用地の放射性物質吸収抑制対策の実施、さらには農産物の緊急時環境放射線モニタリングの実施、GAP（農業生産工程管理、以下同じ）の認証取得の推進等による安全性の確認や風評払拭に向けた市内外でのPR活動の展開等により出荷制限品目の減少や営農再開が進み、本市農産物の販売価格も震災前までには至らないものの回復傾向にある。

2 農業構造の変化

本市の農業構造については、高度経済成長期に工業団地の建設促進と企業誘致を推進し、産業基盤の確保に努めてきた結果、兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加した。また、福島市に接している交通の便の良さもあり、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。こうした中でも農用地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農用地流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農用地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である梁川地域の一部、霊山地域及び月舘地域などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的方向

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従

事者1人あたり370万円程度、1個別経営体あたり500万円程度（主たる従事者1人＋補助従事者1人）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

本市農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合いに基づき地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及所等と連携し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農用地の流動化に関しては、本市及び周辺市町において現に行われている集団的土地利用の優良事例を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいては、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定に

よる農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業委員会、農業協同組合等と連携を密にして、農用地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である霊山地域及び月舘地域においては、農用地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

4 認定農業者制度の活用と育成

法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業

委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者・認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の農業生産基盤整備事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

また本市は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業普及所の協力を受けつつ行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者数は震災以降減少傾向であったが、徐々に回復してきた。従来からの基幹作物である果樹・水稻・野菜の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者を40万人に拡大するという目標や福島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標である年間340人以上（令和3年12月策定の福島県農林水産業振興計画を踏まえ、本市においては年間12人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

そのため、本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,900時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3）に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の60%（中山間地の場合55%）の農業所得）を目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等へ就農後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を修得することを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業普及所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 新規就農者等の確保・育成目標

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標
12人/年

6 企業の農業参入・法人化支援

(1) 農業参入支援

持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として、企業の農業参入の支援を行う。

(2) 法人化支援

農業経営規模の維持や集落における営農活動の持続のために、法人化を目指す多様な経営体の支援を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〈地域別経営類型の設定条件〉

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る各営農類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人とする。
- 2 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で3戸の農家の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人とする。
- 3 営農類型の表記は、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」とする。

1. 営農類型（経営規模の目標等）

〔個別経営体〕

伊達市伊達地域

営農類型	経営規模	生産規模	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.2 ha もも(中生) =0.55ha もも(晩生) =0.25ha りんご(ふじ) =0.4 ha おうとう(佐藤錦、雨よけ)=0.1 ha <経営面積> 1.5 ha	<資本装備> スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 パイプハウス 1式 <その他> ・パイプハウスはおうとう雨よけ施設である。 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.4 ha もも(晩生) =0.2 ha りんご(ふじ) =0.4 ha 西洋なし(ラ・フランス) =0.5 ha	<資本装備> スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 予冷庫 1基 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

	<経営面積> 1.6 ha	・西洋なしは立木栽培である。	
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.25ha もも(中生) =0.6 ha もも(晩生) =0.3 ha りんご(ふじ) =0.4 ha <経営面積> 1.55ha	<資本装備> スปีトスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 <その他> ・スปีトスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜 + 果樹	<作付面積等> いちご(促成、とちおとめ) =0.15ha もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.3 ha もも(晩生) =0.2 ha <経営面積> 0.75ha	<資本装備> パイプハウス 1式 暖房機 1台 畝立機(5ps) 1台 スปีトスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 動力噴霧機 1台 <その他> ・スปีトスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 ・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

伊達市梁川地域

営農 類型	経営規模	生産規模	経営管理の 方 法	農業従事 の 態 様 等
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.2 ha もも(中生) =0.4 ha もも(晩生) =0.2 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =1.0 ha <経営面積> 1.3 ha	<資本装備> スปีトスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 <その他> ・スปีトスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.3 ha もも(晩生) =0.2 ha ぶどう(巨峰・雨よけ) =0.6 ha ぶどう(巨峰・露地) =0.6 ha <経営面積> 1.8 ha	<資本装備> スปีトスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 ぶどう雨よけ施設 1式 <その他> ・スปีトスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.25ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =0.5 ha ぶどう(巨峰・雨よけ) =0.3 ha ぶどう(巨峰・露地) =0.2 ha <経営面積> 1.35ha	<資本装備> スปีトスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 ぶどう雨よけ施設 1式 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 <その他> ・スปีトスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.3 ha もも(晩生) =0.2 ha ぶどう(巨峰・雨よけ)=0.6 ha りんご(ふじ) =0.4 ha <経営面積> 1.6ha	<資本装備> スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 ぶどう雨よけ施設 1式 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者確保
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.2 ha もも(晩生) =0.1 ha ぶどう(巨峰・雨よけ)=0.5 ha ぶどう(巨峰・露地) =0.2 ha りんご(ふじ) =0.4 ha <経営面積> 1.5 ha	<資本装備> スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 ぶどう雨よけ施設 1式 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹	<作付面積等> もも(早生) =0.1 ha もも(中生) =0.2 ha もも(晩生) =0.1 ha ぶどう(巨峰・雨よけ)=0.5 ha ぶどう(巨峰・露地) =0.2 ha 西洋なし(ラ・フランス) =0.5 ha <経営面積> 1.6ha	<資本装備> スピートスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 ぶどう雨よけ施設 1式 予冷库 1台 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である。 ・西洋なし棚培である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹 + 野菜	<作付面積等> もも(早生) =0.2 ha もも(中生) =0.3 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =0.6 ha きゅうり(6月定植) =0.4 ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> スピートスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 + 野菜	<作付面積等> いら(秋冬) =0.4 ha もも(早生) =0.2 ha もも(中生) =0.4 ha もも(晩生) =0.35ha <経営面積> 1.35ha	<資本装備> パイプハウス 1式 動力噴霧機 1台 スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 トラクター(18ps) 1台 管理機(3ps) 1台 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

野菜 + 果樹	<作付面積等> いちご(促成、とちおとめ)=0.2 ha もも(早生) =0.15ha もも(中生) =0.2 ha <経営面積> 0.55ha	<資本装備> パイプハウス 1式 暖房機 1台 畝立機(5ps) 1台 スピートスプレー(600ℓ) 1台 自走式草刈機(6ps) 1台 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 <その他> ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	<作付面積等> きゅうり(6月定植)=0.2 ha きゅうり(半促成、無加温)=0.2 ha きゅうり(抑制、無加温)=0.2 ha しゅんぎく(ハウス)=0.15ha <経営面積> 0.55ha	<資本装備> パイプハウス 1式 自走式防除機 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	<作付面積等> いら(秋冬) =0.25ha きゅうり(6月定植)=0.2 ha いちご(促成、とちおとめ)=0.1 ha <経営面積> 0.55ha	<資本装備> パイプハウス 1式 暖房機 1台 管理機(3ps) 1台 畝立機(5ps) 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	<作付面積等> ミニトマト =0.3 ha しゅんぎく(ハウス) =0.2 ha <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> パイプハウス 1式 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	<作付面積等> いちご(促成、とちおとめ)=0.35ha <経営面積> 0.35ha	<資本装備> パイプハウス 1式 暖房機 1台 畝立機(5ps) 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

伊達市保原地域

営農 類型	経営規模	生産規模	経営管理の 方法	農業従事の 態 様 等
野菜	<作付面積等> きゅうり(雨よけ、無加温)=0.2 ha いら(秋冬) =0.3 ha <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> パイプハウス 1式 動力噴霧機 1台 自走式防除機 1台 管理機(3ps) 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	<作付面積等> いちご(促成、とちおとめ)=0.35ha <経営面積> 0.35ha	<資本装備> パイプハウス 1式 暖房機 1台 動力噴霧機 1台 畝立機(5s) 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜 + 果樹	<作付面積等> いちご(促成、とちおとめ) =0.2 ha もも(中生) =0.4 ha もも(晩生) =0.2 ha	<資本装備> パイプハウス 1式 暖房機 1台 スピートスプレー(600ℓ) 1台 自走式草刈機(6ps) 1台 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 畝立機(5ps) 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

		〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。		
	〈経営面積〉 0.8 ha			
果樹 + 野菜	〈作付面積等〉 にら(秋冬) =0.4 ha もも(早生) =0.2 ha もも(中生) =0.5 ha もも(晩生) =0.25ha 〈経営面積〉 1.35ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1台 動力噴霧機 1台 スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 管理機(3ps) 1台 〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 + 野菜	〈作付面積等〉 もも(晩生) =0.4 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =0.5 ha きゅうり(5月定植) =0.2 ha 〈経営面積〉 1.1 ha	〈資本装備〉 スピートスプレー(600ℓ) 1台 自走式草刈機(6ps) 1台 自走式防除機 1台 トラクター(18ps) 1台 〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹	〈作付面積等〉 もも(早生) =0.2 ha もも(中生) =0.5 ha もも(晩生) =0.25ha りんご(ふじ) =0.6 ha 〈経営面積〉 1.55ha	〈資本装備〉 スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹	〈作付面積等〉 もも(早生) =0.15ha もも(中生) =0.45ha もも(晩生) =0.2 ha ぶどう(巨峰・露地) =0.8 ha 〈経営面積〉 1.6 ha	〈資本装備〉 スピートスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹	〈作付面積等〉 もも(早生) =0.15ha もも(中生) =0.5 ha もも(晩生) =0.25ha すもも(ソルダム) =0.1 ha りんご(ふじ) =0.6 ha 〈経営面積〉 1.6 ha	〈資本装備〉 スピートスプレー(600ℓ) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
果樹	〈作付面積等〉 ぶどう(巨峰・露地) =0.3 ha ぶどう(巨峰・雨よけ) =0.5 ha ぶどう(ピオーネ・雨よけ) =0.4 ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本装備〉 スピートスプレー(600ℓ) 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 果樹棚 1式 ぶどう雨よけ施設 1式 〈その他〉 ・スピートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

花き + 果樹	〈作付面積等〉 きく(露地) =0.3 ha きく(半促成) =0.2 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋)=0.3 ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1式 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 〈その他〉 ・カキは原料購入も含む。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施 ・農繁期における臨時雇用従事の確保
	〈経営面積〉 0.8 ha			

伊達市霊山地域

営農 類型	経営規模	生産規模	経営管理の 方 法	農業従事の 態 様 等
野菜	〈作付面積等〉 きゅうり(半促成、無加温)=0.2 ha きゅうり(6月定植)=0.15ha にら(秋冬)=0.25ha 〈経営面積〉 0.6 ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1式 管理機(3ps) 1台 自走式防除機 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	〈作付面積等〉 きゅうり(半促成、無加温)=0.2 ha きゅうり(トンネル)=0.05ha しゅんぎく(ハウス)=0.1 ha 〈経営面積〉 0.35ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1式 自走式防除機 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	〈作付面積等〉 いちご(促成、とちおとめ)=0.35ha 〈経営面積〉 0.35ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1式 暖房機 1台 畝立機(5ps) 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜	〈作付面積等〉 いちご(促成、とちおとめ)=0.35ha きゅうり(6月定植)=0.15ha 〈経営面積〉 0.35ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1式 暖房機 1台 畝立機(5ps) 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 + 野菜	〈作付面積等〉 きゅうり(半促成、無加温)=0.2 ha きゅうり(6月定植)=0.1 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋)=0.5 ha 〈経営面積〉 0.8ha	〈資本装備〉 パイプハウス 1式 自走式防除機 1台 トラクター(18ps) 1台 自走式草刈機(6ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 + 野菜	〈作付面積等〉 もも(中生) =0.2 ha きゅうり(6月定植)=0.1 ha わさび =0.3 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋)=0.5 ha 〈経営面積〉 1.1 ha	〈資本装備〉 スピードスプレー(600ℓ) 1台 自走式草刈機(6ps) 1台 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 パイプハウス 1式 〈その他〉 ・スピードスプレーは3戸共同利用である。 ・パイプハウスはわさびで使用する。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

果樹	<作付面積等> もも(中生) =0.4 ha もも(晩生) =0.3 ha すもも(大石早生・露地) =0.1 ha りんご(ふじ) =0.6 ha <経営面積> 1.4 ha	<資本装備> ステートスプレー(6000) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 <その他> ・ステートスプレーは3戸共同利用である。	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
野菜 + 果樹 + 菌茸	<作付面積等> きゅうり(半促成、無加温)=0.15ha きゅうり(6月定植) =0.2 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋)=0.5 ha 生しいたけ =20,000本 <経営面積> 0.85ha	<資本装備> パイプハウス 1式 自走式防除機 1台 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 火力乾燥機 2台 カキ干場 1棟 運搬車 1台 発生舎 1棟 暖房機 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
酪農	<飼養頭数> 搾乳牛 =35頭 育成牛 =9頭 <作付面積等> 牧草(ロールレージ) =10ha <経営面積> 10ha	<資本装備> 畜舎 1式 トラクター 2台 ロールベラー 1台 ラッピングマシーン 1台 パイプラインミル 2台 堆肥化施設 1基 廃水処理施設 1基	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
肉用牛 + 野菜	<飼養頭数> 肉用牛 =50頭 <作付面積等> きゅうり(6月定植) =0.2 ha <経営面積> 0.2ha	<資本装備> 畜舎 1式 堆肥化施設 1基 廃水処理施設 1基 自走式防除機 1台 トラクター(18ps) 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

伊達市月舘地域

営農類型	経営規模	生産規模	経営管理の方法	農業従事の状態等
果樹	<作付面積等> もも(中生) =0.35ha もも(晩生) =0.25ha りんご(ふじ) =0.3 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =0.5 ha <経営面積> 1.4 ha	<資本装備> ステートスプレー(6000) 1台 高所作業車 1台 乗用型草刈機(13ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 <その他> ・ステートスプレーは3戸共同利用である	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 + 野菜	<作付面積等> もも(中生) =0.2 ha きゅうり(6月定植) =0.15ha わさび =0.2 ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =0.5 ha <経営面積> 1.05ha	<資本装備> ステートスプレー(6000) 1台 自走式防除機 1台 動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 <その他> ・ステートスプレーは3戸共同利用である	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 +	<作付面積等> ピーマン(トソル) =0.2ha	<資本装備> ステートスプレー(6000) 1台	・複式簿記の記帳により経営と家計の分離を図る	・家族経営協定の締結に基づく

野菜	もも(中生) =0.4ha カキ(あんぼ柿・蜂屋) =0.6ha <経営面積> 1.2ha	動力噴霧機 1台 トラクター(18ps) 1台 火力乾燥機 1台 カキ干場 1棟 <その他> ・スピンドスプレーは3戸共同利である	営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	く、給料制、休日制の実施
野菜	<作付面積等> きゅうり(半促成、無加温) =0.10ha きゅうり(雨よけ、無加温) =0.15ha ニラ(秋冬) =0.2 ha <経営面積> 0.45ha	<資本装備> パイプハウス 1式 トラクター(18ps) 1台 管理機(3ps) 1台 自走式防除機 1台 動力噴霧機 1台	・複式簿記の記帳により営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施
果樹 + 菌茸	<作付面積等> わさび =0.3 ha きゅうり(6月定植) =0.2 ha 生しいたけ =20,000本 <経営面積> 0.5 ha	<資本装備> パイプハウス 1式 自走式防除機 1台 トラクター(18ps) 1台 運搬車 1台 発生舎 1棟 暖房機 1台 火力乾燥機 1台 <その他> ・パイプハウスはわさびで使用する。	・複式簿記の記帳により営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく、給料制、休日制の実施

[組織経営体・集落営農型]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 + 大豆 (主たる従事者3人)	<作付面積等> 水稻(移植) =40 ha 水稻(湛水直播) =20 ha 大豆 =10 ha <経営面積> 70 ha	育苗施設一式 トラクター(40PS) 2台 ロータリー 2台 代かきハロー 1台 田植機 2台 コンバイン(4条) 2台 汎用コンバイン 1台 籾すり機 2台 選別機 1台 乾燥機(33石) 4台 播種機(直播) 1台 播種機(大豆) 1台	・青色申告の実施 ・経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る	・給料制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

2 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式	(1)指標達成のための技術等 ア 水稻 (ア) 担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進めるとともに、密苗等の省力・低コスト生産技術を拡大する。 (イ) 高品質・良食味米を安定生産するため、地域条件に適した品種の導入や、ライスセンター等基幹施設を利用する。
------	---

	<p>(ウ) 生産の合理性を進めるため、スマート農業の導入を進めるとともに、飼料用米、備蓄米等の非主食用米の生産による水田利用を拡大し、水田経営の安定を図る。</p> <p>イ 大豆・そば・麦類</p> <p>(ア) 実需者が求める品質とロットを確保するため、団地化及び機械化を進める。</p> <p>(イ) 安定した収量・品質を確保するため、土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。</p> <p>ウ 野菜</p> <p>(ア) 育苗の分業化や雇用労力活用により、規模拡大を進める。</p> <p>(イ) 省力、高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、施設化や温度・かん水・施肥・防除作業等の機械・設備の導入により管理作業の省力化、自動化を進める。</p> <p>エ 果樹</p> <p>(ア) もも、りんご、すももでは、性フェロモン剤の利用により、環境と共存する農業を継続する。</p> <p>(イ) あんぽ柿乾燥施設の整備を図り、出荷期間の拡大と加工作業の衛生管理を徹底する。</p> <p>(ウ) ぶどうの大粒種の導入、おうとうの施設化の拡大を進める。</p> <p>(エ) ももでは光センサー選果機を利用し、安定した品質を確保する。</p> <p>また、改植事業を活用し、市場性の高い優良品種等への更新を図る。</p> <p>(オ) 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんごでは低樹高栽培の推進と、人工受粉のための受粉機等の導入を進める。</p> <p>(カ) 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネットや防霜ファン、多目的防災網の導入を推める。</p> <p>オ 花き花木</p> <p>(ア) 収穫・調製作業の分散のため、作型の分化を図る。</p> <p>(イ) 育苗の分業化、多収生産方式の導入、施設回転率の向上等により、生産性の向上を図る。</p> <p>(ウ) 省力的な品種の導入や肥効調節型肥料等の利用により、省力かつ効率的な作業体系の実現を図る。</p> <p>カ 畜産</p> <p>(ア) 酪農経営では、TMR 給与方式、搾乳ユニット自動搬送装置等を導入し、省力化を進める。</p> <p>(イ) 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。</p>
--	---

	<p>(ウ) 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入又はコントラクターの活用により飼料生産の効率化を図る。</p> <p>(エ) 耕畜連携のもと飼料用米、稲WC Sの活用により経営安定化と飼料自給率の向上を図る。</p> <p>(オ) ふん尿処理については、良質なたい肥生産に努め、耕種農家との連携により、地域におけるたい肥利用を促進し、有効資源の循環を図る。</p> <p>キ 菌茸</p> <p>(ア) しいたけの栽培については、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、発生に安定に努める。</p> <p>(イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。</p> <p>ク 共通</p> <p>(ア) 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。</p> <p>(イ) 労働力不足を解消するため、雇用の確保を図るとともに労働力調整システムを活用する。</p> <p>(ウ) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。また、スマート農業の導入により、一層の省力化・低コスト化を図る。</p> <p>(エ) 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(オ) 放射性物質の吸収抑制対策の実施や農産物の緊急時環境放射線モニタリングへの協力等により、農畜産物の安全性の確保を図る。</p> <p>(2)農用地の集積及び規模拡大</p> <p>ア 農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、認定農業者等担い手への農用地の利用集積や経営の規模拡大を図る。</p>
<p>経営管理の方法</p>	<p>(1) 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。</p> <p>(2) 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</p> <p>(3) 家族経営については、経営管理を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、熟度の高いものから法人化を進める。</p> <p>(4) 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</p> <p>(5) 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。</p> <p>(6) 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加するとともに、各種支援制度等の情報収集に努める。</p>

<p>農業従事の態様</p>	<p>(1) 個別経営体</p> <p>ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</p> <p>イ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</p> <p>ウ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。</p> <p>エ 酪農経営等では、他産業並みの休日を確保するため、ヘルパー制度を活用する。</p> <p>オ 労働環境の快適化を進めるため農作業の環境改善に努める。</p> <p>(2) 組織経営体</p> <p>ア 給料、就業時間等の就業規則の作成、保険制度の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給等、就業条件を整備する。</p> <p>イ 作業環境、作業姿勢の改善等、労働環境を改善する。</p> <p>ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</p>
----------------	--

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の5(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、本市における新たに農業経営を営もうとする青年等の主要な営農類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な農業経営の指標に準ずるものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品である果樹や園芸作物などの農産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、福島県農業経営・就農支援センター、農業普及所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、青年

等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、臨時雇用の導入、高齢者及び非農家、被用者等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及所や農業協同組合、福島県農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行えるよう本市が主体となって、農業普及所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、農地中間管理機構の関係団体が連携して新規就農希望者向けの関係機関連携会議を例月開催し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように各関係機関は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、福島県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関、福島県農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ①県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ②個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供方

本市は、伊達地域農業振興協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、福島県及び福島県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、福島県及び福島県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標</p>	<p>備 考</p>
<p>面積のシェア 60%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業を活用しながら、上記面積のシェア目標の達成により利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。</p>	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積（水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。）の合計面積。）の割合の目標である。

2 目標年次は、令和11年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農用地の利用集積が進んでいるが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業等の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間部では、耕地条件の不利、高齢化の進行、後継者不足による担い手の減少により農用地の耕作放棄が深刻化している。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

本市では、今後更に人口の減少や農業従事者の高齢化が進み、経営転換や離農する農用地所有者から農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、地域計画に中心的な担い手を位置づけ、その担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。また、農地中間管理機構が行う事業を活用し、担い手への農用地の効率的な利用集積を促進し耕作放棄地の防止に努めるとともに、新規就農促進のため就農支援や農業研修制度の充実を図り、担い手の確保・育成に取り組み農用地の利用促進を図る。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

伊達市の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等による連携体制を強化する。

[農用地利用の姿の実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定年度	施策の概要等
就農支援	伊達市全域	平成 21～ 令和 7 年度	5 年以内に就農した者及び新規就農を考えている者に対し、栽培管理等の技術支援及び農業技術習得のための研修支援
土地改良事業	梁川地域	平成 18～ 令和 7 年度	受益面積：385.0 ha 農道整備、排水機場整備、ため池等整備
	保原地域	平成 18～ 令和 7 年度	受益面積：392.4 ha 用水路整備、農道整備、ため池等整備

	月舘地域	平成19～ 令和7年度	受益面積：349.0 ha 農道整備、ため池等整備
	霊山地域	平成19～ 令和7年度	受益面積：51.3 ha 頭首工、ため池等整備、圃場整備
水田・畑作経営 所得安定対策	伊達市全域	平成19年度～	認定農業者及び集落営農等に対する土地利用型農業の体質強化等

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、福島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④利用権設定等促進事業（令和7年3月まで）
- ⑤農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域の主だった農業者（農業委員・農地利用最適化推進委員・認定農業者会役員）の意見を聴取し適切な時期に開催する。

②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、広報への掲載やインターネットの利用等に加え、当該区域の主だった農業者（農業委員・農地利用最適化推進委員・認定農業者会役員）による周知、さらに農事組合等などの既存の組織の利用、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、福島県、その他の関係者とする。

④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定める。

同区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、福島県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

**2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項**

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

また、地域の話し合いに基づき地域計画の策定及び見直しを推進し、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を伊達市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示又はインターネットの利用により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申し出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

(エ) 農地中間管理事業の利用に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又

は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが
が確実にであると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用
規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利
用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団
体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利
用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度
がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣って
いると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原
に基づき使用及び収益を有する者がある場合には、その者）である当該認定
団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従
い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規
程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託
を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特
定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業
上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、
著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について
利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ
総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指
導、援助に努める。

イ 本市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農
用地利用改善事業の実施に関し、農業普及所、農業委員会、農業協同組合、農
地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体等の指導及び助言を求めてきたとき
は、それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体
等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるよう努める。

**3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行
う農作業の実施の促進に関する事項**

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進
する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

- (2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を整える。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

ア 耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第18条第2項第6号に規定するものを除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

(ア) 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次のaからdまでに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、a及びdに掲げる要件のすべて）を備えること。

- a 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）

のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

b 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

c その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

d 所有権の移転を受ける場合は、上記 a から c までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

(イ) 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

(ウ) 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

イ 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者がアの(ア)の a 及び b に掲げる要件（農業生産法人にあっては、a に掲げる要件）のすべてを備えているときは、アの規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

ウ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

エ 旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

(ウ) その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

オ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、アの規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

カ アからオに定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

キ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、ウに規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法（持分又は株式の付与を含む。）並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

ア 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

イ 本市は、アの開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

(ア) 当該開発事業の実施が確実であること。

(イ) 当該開発事業の実施に当り農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

(ウ) 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

ア 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

ア 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、伊達市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

イ 伊達市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

ウ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

エ イからウまでに定める申出を行う場合において、(4)のイの規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

ア 本市は、(5)のアの規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

イ 本市は、（５）のイからエまでの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

ウ ア、イに定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

エ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

イ アに規定する者が利用権の設定等（（１）のエに規定する者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

ウ アに規定する者にイに規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

エ アに規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

オ アに規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

カ アに規定する者が（１）のエに規定する者である場合には、次に掲げる事項

（ア）その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

(イ) その者が賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項

- A 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- b 原状回復の費用の負担者
- c 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- d 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

キ アに規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)のイに規定する土地ごとに(7)のアに規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えるものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)のアからカまでに掲げる事項を本市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定により公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

ア 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借

による権利の設定を受けた(1)のエに規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

(ア) その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

(イ) その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

(ウ) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

イ 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(ア) (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

(ア) アの規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

ウ 本市は、イの規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分((7)のキを除く)を伊達市の掲示場への掲示により公告する。

エ 本市がウの規定による公告をしたときは、イの規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

オ 農業委員会は、イの規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を

十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 就農希望者への情報提供

福島県農業経営・就農支援センターや農業普及所、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報(研修、就農に関する情報等)の発信や就農相談を随時行い、就農希望者の能力や取り組みたい経営形態に応じた情報提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって関係機関・団体と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら指導を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためには、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する研修会等により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事

業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については福島県農業経営・就農支援センター、技術や経営に関する知識の習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業普及所、農業協同組合、伊達市認定農業者や指導農業士等、農用地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な農業生産基盤整備、生活環境整備、農業近代化施設整備事業、その他の関連施策との連携に配慮するものとする。

特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等、望ましい経営の営農展開に資するよう努めるなど、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組による望ましい経営の育成を図るものとする。

(2) 推進体制等

ア 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及所、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、福島県農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう協力を努めるものとし、伊達市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1. この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
2. この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。
3. この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
4. この基本構想は、平成27年9月30日から施行する。
5. この基本構想は、令和3年2月8日から施行する。
6. この基本構想は、令和5年9月 日から施行する。

別紙1（第5の4(1)カ関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する場合に限る。）、地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人であるものをのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間)とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当地でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他 の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの で定めた場合には、原則として毎年一定 の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当</p>

<p>期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>		<p>該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき伊達市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>I の①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3同じ。</p>	<p>I の③に同じ。</p>	<p>I の④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権を移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、同機構及び団体の定めるところによるものとする。